

經濟論叢

第九十四卷 第三號

- 明治三十二年商法と評價損益論争(1)……………高 寺 貞 男 1
- 日清戦争賠償金の領収と幣制改革……………小 野 一 一 郎 22
- 資本蓄積と雇用……………永 友 育 雄 39

書 評

- マクファーソン『所有的個人主義の
政治論——ホブズからロックへ』……………平 井 俊 彦 67
-

昭和三十九年九月

京 都 大 學 經 濟 學 會

日清戦争賠償金の領収と幣制改革

— 日本における金本位制の成立 (3) —

小野 一 一 郎

日清戦争の勝利による賠償金の取得とその実際の処理のための償金特別会計の設置によって、日本の幣制改革問題は、新しい段階に入る。当時日本の一般予算のほぼ三カ年分に等しい約三億六千万円に上る賠償金の取得が、日本資本主義のその後の展開に対する旋回基軸_{II}基盤としての役割を果たしたことは改めてのべるまでもないであろう。これを当面のテーマである幣制改革問題に限定しても、償金ならびに償金特別会計は決定的な重要性をもつものであった。たとえば、松岡孝児教授はすでに、この点についてつぎのように指摘されている。「謂わゆる償金特別会計なるものは、実に明治二十七八年戦役後金本位制採用の決議をめぐって経験せる金融財政問題の核心的存在である。……何人と雖も、此の当時の日本の貨幣及び銀行事情に多少とも沈潜せるものは全く此の償金特別会計が日本金本位制の採用自体と密接不離の關係にあつたことを認めるに躊躇しない」と。

償金特別会計を、日本金本位制の成立、ならびに特殊性の客観的根拠として、特別の関心と究明を試みられた松岡教授による、この評価は、償金と金本位制成立との全関連を、あまりにも、その処理機構としての償金特別会計との直接的関連においてのみ絶対視し、したがって矮少化する危険をもっている。もとより、この評価は、日本の金本位

制移行における決定的要素の一つとしての償金特別会計の重要性を指摘するかぎりにおいては、全く正しい。償金と金本位制への移行との関連は、その処理機構である償金特別会計をぬきにして論ずることはできないからである。

しかし、償金問題が幣制改革との関連において重視されるのは、たんに償金の取得が金本位への移行の基礎(金基礎)を提供し、また処理機構としての償金特別会計の運用方法が、移行の特殊性を規定したことにとどまるものではなくて、同時に、それらが、日本の金本位制への移行の内外的諸条件に客観的基礎を加速的に成熟させる決定的要因であったことにある。以下これらの点について、若干ふれておきたい。

(1) 松岡孝虎、金為替本位制の研究、四八七頁。大内教授の同様の評価については、大内兵衛、鼎軒田口卯吉全集第七卷(金融)解説、一九頁参照。

一 賠償金の領収方法

日清戦争の結果、日本が清国より受取ることになった償金は、一八九五年(明治二十八年)四月十七日調印の下関講和条約による軍費賠償金、庫平銀二億両および威海衛守備費償却金年当り五十万両三カ年分計百五十万両、ならびに十一月八日調印の奉天半島(遼東半島)還附条約による還附報償金三千万両であった。

(1) 条約規定(下関条約第四条但書、同第八条、別約第一条、還附条約第一条)の履行による実収額。

ところで庫平銀両をもって締結をみた償金の受領は、解決すべき二つの問題をもっていた。一つはそれをいかなる形態において、またいかなる場所において受取るかの問題であり、一つは庫平銀両の品位・量目を確定することであった。もっとものちにのべるようにこの両者に関連して基準換算相場の問題もまた存在した。

講和交渉の当初から、すでに松方正義（明治二八年三月十七日再び大蔵大臣となる）は償金を金で受取ることを意図し、またわが全権委員も償金のポンドでの取極めを申入れたが、清国の同意をうるにいたらなかったといわれている。

(2) 松方が当初から償金を金でうけとり、これをもって直ちに金貨本位にしようとする意図をもっていたことは阪谷芳郎伝、一五九頁参照。ただしこの松方の償金と金本位制を直結する考え方は直ちに大蔵省指導層の反論をうけている。（阪谷芳郎伝、同上）償金のポンド取極の申入れについては、阪谷芳郎「金貨本位について」、東京経済雜誌八六六号（明治二〇年三月六日号）参照。

かくて、同年五月これらの問題を解決するため償金受授順序案要領が起案され、七月、最終的に賠償金受授順序案（甲・乙号）ができ上り、清国側と協議することとなった。これを主案である順序案甲号第一項についてみるとつぎのようなものであった。

「清国ヨリ日本政府ニ支払フヘキ軍費賠償金庫平銀貳億両ハ英国 ロンドンニ於テ英貨若干ヲ以テ受授スルモノトス

本項庫平銀ヲ英貨ニ換算スル方法ハ庫平銀老両ノ純銀量五百七拾九グレイン八四四ロンドン定位銀九二五ノ品位ニ引直シ之ニ対スルロンドン市場ノ最近三箇月即チ此順序ニ拠リ受授ノ約定締結ノ日ヨリ遡リ三箇月間ノ平均相場ヲ以テ賠償金貳億両ヲ一時ニ英貨ニ換算スルモノトス」（自明治二八年十月至明治三十一年六月償金取支報告書、明治三十一年八月刊、以下償金報告書と略す、同書五一―一六頁）

わが国が償金をポンドで、ロンドンにおいてうけとることを提起した公式の理由は、第一に清国は償金支払いのため公債をヨーロッパにおいて募集することになっているが、その場合応募金は英貨ないし仏貨をもってうけとるのであるから、もし条約どおり銀をもって支払うためには、これをさらに銀塊にかえて、わが国に輸送しなければならな

い。巨額の銀塊購入は銀塊相場の急激な上昇をまねき、また輸送にとまなう巨額の失費を負担しなければならぬので清国にとって非常な損失となる。第二に、東洋一般経済上の得失よりみても、一時に巨額の銀塊をヨーロッパから日本に輸送することは為替相場に非常な影響を与え、貿易の混乱を来たすおそれがあるというにであった。(同上、一七一—八頁)

(3) 清国が賠償金を外債によってまかなうことはすでに四月一〇日議和条約交渉の際李鴻章によって公式に言明されていた。(日本外交文書第一八卷第二冊四二二頁)

だが、わが国がこのような決定を行ったのは、第一に、すでに開始されつつある極東なかならず中国をめぐる国際情勢の変化・緊迫化に対応し、戦後の軍備拡張、鉄道の建設など、いわゆる「戦後経営」の必要にとまなうヨーロッパ市場なかならずイギリスよりの巨額の輸入増加が予想され、したがって財政上海外支払の激増が必至であり、この点から考えても、当時もつとも強力な国際通貨であるポンドでうけとり、これを国際決済の中心地であるロンドンに保有することは極めて合理的措置であり(償金報告書、一三、一九頁)、さらにそのことによつて、つまり領収したわが国のポンド残高(予金償債)のロンドン保有によつて、これを基礎としてイギリスとの間に新しい関係の展開を期待することができ、それをとおして、日英の利害の共通性を高める効果をも期待することができたからである。(ただしこの効果の期待された限度については後述)

第二に銀価は傾向的な下落をたどっており、このため、償金をポンド貨で一時に換算確定しておくことが、償金価値の保全の上でものぞましかつた。さらに銀で受取ることになれば、巨額の銀の流入による物価騰貴と、他方既述の銀価騰貴を生じ、それは直ちに日本の対金貨国為替相場の騰貴・動揺を通して、輸出を阻害し、他方物価騰貴と相ま

つて、輸入の急増をまねくことが考えられた（田尻稲次郎、償金談、明治二八年六月、北雷田尻先生伝下巻所収、同書二七―二八頁参照）。

第三に低落しつつある銀よりもポンドでうけとる方が財政計画を鞏固なる基礎の上におくことができ、またさきにふれた償金をもって将来の金本位制実施の準備金にあてようとする意図が存在した。（償金報告書、四頁）

第四に、当時すでにロシア、フランス共同の賠償金支払のための四億フラン（英貨換算約千六百万ポンド）の清国外債の引受契約が、ロシア政府保証の下に、露仏の対清国浸透をおそれるイギリス、ドイツの反対にもかかわらず、成立することが確定的な事実となっており、（契約調印は七月五日）これらは大部分フランス金融資本によって引受けられることが予定されていた。したがって、これをポンドでうけとることは、これらヨーロッパ系資金のロンドンへの移転・ないしポンド残高の減少（振替）をいみするうえで、この借款契約に反対していたイギリスの、さらにはドイツの支持を期待することができたのである。一方清国にとっても、さきの公式理由書にもあったように、銀塊で支払うことは不利であり、またロシア、フランス借款の手取金のポンド払いは、移転費用の点で不利であったが、それによって、従来から外債の主たる引受国（日清戦争のための戦費外債もほとんどイギリス引受であった）であり、強力な発言力をもったイギリスによる、この借款に対する反対を緩和することが期待しえた。ロシア、フランスにとっても、おそらく借款にみあう程度のポンド残高をロンドンにもっていたのであろうし、したがって為替の急速な変動、金の巨額の移動といった自国経済に大きな変動を与えることなしに資金の移動が可能であり、かつまた、イギリスの反感と対抗をできるかぎりさけることがこの段階で可及的に必要であり、この点で、ポンド支払いに反対することはまず考えられないということが予想されたことである。（なお当時露仏の金保有はいずれもイギリスより多かった。集成十二巻二九七頁参照）

およそこれらの事情、つまり日本の利害のみならず、むしろ、あるいみで利害の国際的な相剋と均衡とでもいふべき事態が、わが国の償金受授順序案を規定していたといえる。

この順序案の成立に関連して、いまひとつ重要なことは、この露仏借款契約の進行と密着して進められた順序案の成立過程（六月中旬借款契約確定、七月五日借款契約成立、十九日清國外債發行開始、二二日順序案を清國駐在林公使に訓令）こそ、国内的には貨幣制度調査会の結論とその終焉を規定するものであったことである。この関連を明らかにすることは、先きに、貨幣制度調査会報告の矛盾として指摘した点（經濟論叢九二巻五号）に対する一応の解決を与えることとなるであろう。

前稿（經濟論叢同上）でふれたように、五月十五日の貨幣制度調査会の特別委員会は、圧倒的多数（七名中六名）をもって、目下のところ現行貨幣制度を改正すべき必要なしと議決した。しかしこの銀本位継続維持の結論を調査会の結論とすることは、なんらかの形でさげねばならなかった。

なぜなら、それは当時、すでに下関講和条約における賠償金の庫平銀両でのとりきめにより、銀塊での償金領取を予想し、それによって騰貴しつつあった銀塊相場を一層上昇させるおそれがあった。もちろん、日本が現行幣制を維持し、しかもポンド（金為替）で償金をうけとることを希望することは、それ自体としては何ら矛盾することではなかった。また銀塊相場が下落するより上昇する方が償金のポンドでの受取額はそれだけ多くなり、その点に関するかぎり、日本にとってむしろ有利でさえあった。松方の金本位即行論が自らの支配する大蔵当局の大勢すら支配しえなかったのも、それが日本にとって尚早であるという点だけでなく、そのことが急速な銀価下落をまねき、償金のポンドでの受領を不利にするおそれがあるという点にも大いに起因するものであったと思われる。しかし勅令によって設置された公的性格をもつ調査会が銀本位維持（即ち日本の銀市場残留）を結論とすることは、銀塊相場のしたがってまた為

替相場の不安定要因を、日本自らが提供することを意味した。

このことは日本の貿易にとって不利であつただけでなく、為替安定を強く求めつゝあつた主導金本位国イギリスの反感をまねくおそれがあつた。(後述)。イギリスとしても巨額の銀塊買入に向うおそれのある日本のポンド残高を保有することはポンドそのものの安定の上からいっても喜ぶべきことではなかつた。それはポンドの一時的な強化の要因となるとしても、同じく弱化的の要因ともなる不安定性をもつことになるからである。このことは場合によつては一八九三年來のイギリスによる対インドルーピー安定策を逆におびやかす要因ともなりうることを意味した。もちろん債金ポンド残高が急速に金に転形し、日本に現送されることも同じくイギリスの危惧するところであつたが。(なお一八九五年イギリスは海峽植民地向けイギリスドルの铸造を開始しており、上にのべた点と矛盾するようにみえるが、これはむしろ特殊な利害による暫時的な措置たる性格をもつもので、基本的方向との背馳、矛盾をいみするものではない。經濟論叢八三卷一号所収拙稿参照)。

そして、この点から、日本によるポンド貨ロンドン受取要求の論理の一環として、将来金本位制を採用すること、したがつてポンド残高はそのための準備金たる性格をもつということを一応公的に示しておく必要が存在した。

六月十二日貨幣制度調査会が現行貨幣制度改正の必要の有無について、先きの特別委員会の採決方法を変更し、将来改正の必要の有無をも包括するものとして採決を行い、とにもかくにも、現行幣制の改正の必要を決め、新たに採用すべき幣制を金本位とすることを可決したのはまさにこのような事情にもとづくものであつたわけである。

いしかえれば、償金の安定的な形での受領こそ、いわゆる「戦後経営」の決定的な基礎条件として、日本の当面の最優先課題であり、その有利な解決のために、順序案の提示以前に、国内与論を代表するものとしての貨幣制度調査会の結論を誘導する必要があつたわけである。いわばこの段階では受領形態つまりポンドでもらうということそのこ

とのために、公的な金本位予約が一つの必要条件として要請され、それによって、わが国の幣制改革の将来の方向がはじめて公的に規定されるにいたつたということである。このことは銘記されねばならない。

したがって償金受領形態の決定は決して金本位実施を主因として生じたというようなものではなかつたのである。

このことは、たとえば、さきにあげた田尻稱次郎（大蔵次官）の「償金談」が外貨 \parallel 金為替でのうけとりを必要とする理由として、金本位にするために外貨でうけとることを必要とするのだという点に全くふれていないということをもつても明らかである。（北雷田尻先生伝 下巻、二一七—八頁）

同時につぎのことも指摘されねばならない。即ち、このような視角からすれば、矛盾を含んだかにみえる貨幣制度調査会の最終的結論は極めて目的になつた合理性をもつものであつたことである。なぜなら、それは一面では日本がなお銀市場にとどまることによつて、銀価の急速な下落をさせ、他方その騰貴をも可及的に阻止する（日本が銀市場の擾乱の要因とならないこと）姿勢 \parallel 政策指向を示すものであり、その点で國際的批難をさげると共に日本自体の利益になうという二重の効果をもつていたからである。（それは以後のイギリスによる償金借款の成立を一層促進する要素もあつた）

(4) 金本位国であつた列強が、次第に為替安定を強く希望するにいたつた要因については、經濟論叢九〇巻三号所収拙稿参照。

以上償金受領にともなう第一の問題つまり受領形態と受領の場所の問題についてふれたが、この点について清国側もほとんどさしたる問題もなく、同意を示し、起案通りの解決をみるにいたつた。

償金受領につき解決すべき第二の問題、庫平兩の品位・量目の確定は簡単に清国の同意をうることができなかつた。庫平兩とは政府の使用する標準秤 \parallel 官秤（貨幣秤量の基礎たる秤即ち衡器）の単位 \parallel 重量の尺度標準であつたが、あくまでそれは秤量上の単位称呼であつて、これに相当する実銀兩が存在したわけではなかつた。また庫平が標準秤であつ

たといつても、権衡の原器もなく、地域的にも異なり、また同一地域でも、分銅製造技術の低位・粗雑によって、黄銅の合金割合の相異を来たし、庫平秤そのものが不統一であり、したがって庫平一両の重量も秤によって異なるという状態であった。日本が講和条約の当初ポンドでの取極めを申し入れたことも、もしこれが事実とすれば、このような銀両の不確定性に対する疑念から出たものだろう。

もっともそれは国際慣行からも、また当時すでにロシアとの借款交渉に入っていた清国としては、直ちにうけ入れ難いものであり、他方わが国も国際的摩擦の可能性を感知して、強要しえなかつたと思われるが。

しかし、それでは、なぜ一八五八年十一月の天津条約追加通商協定によって価位の確定した標準広東両（一兩＝純銀五八三・二〇グレイン、三七・七八ミラム）⁵⁾、さらに、海関使用の重量単位を統一するため、一八五九年その価位の国際的公認＝確定をみた標準広東両同量の海関（関平）両（一兩＝純銀五八三・三グレイン）を用いなかつたのであろうか。海関両はたんに海関における関税徴収のため設けられた銀衡の単位であるが、同時に外債取支計算の標準単位であり、このことは、下関条約交渉の際、日本側がはじめて清国側に示した講和条約案（四月一日）に対して寄せられた清国側の講和条約草案（四月五日）の中でも明記されている。（この草案原文は日本外交文書一八巻第二冊三三六―三七頁。この訳文は清国使節覚書として、自明治二八年十月至明治三三年三月債金取支報告書、明治三三年四月刊、以下債金取支報告書と略す、同書四八頁以下に所載。なおこの報告書はほとんど明治財政史第二巻債金特別会計に収録されている。）そこでは外債を起して賠償金を支払えば海関（関平）両でいくらかかるといふ算定まで行っている（同上）。しかるに、四月一日の講和条約案にはすでに最初から庫平銀両での賠償金額が記載されているのであるが、広東両ないし海関両でなく庫平両建とした理由は必ずしも明らかではない。

わが国の清国貨幣に対する認識の未熟によるものか、或いは両建の償金取得の先例についての調査不足によるもの

か、庫平が官用標準秤であるから単純にそれによつたのか、清国がこのことを強く要望したのか。さらに一八九五年頃海関兩の重量基準を地方用平との均衡をはかるため五八一・四七グラム（三七・六八グラム）に引き下げたといわれているが、（根岸祐・越智元治、支那及滿州の通貨と幣制改革、三〇五頁）このような単位の変更期にあつたため、これを用いえなかつたのか、あるいは価値確定した海関兩を日本に用いさせないために、清国が変更し改正を試みたのか。いまこれを疑問として残さざるをえないが、明白なことは、國際的に明確な価値規定を持たない不明確な庫平兩での決定によつて、清国はこの点に関するかぎり、つまり庫平銀の価値決定については自己の主張を貫徹することができたのである。

(5) 償金報告書附録、庫平節略訳文による。この広東兩は實際上民間で使用された広東兩ではない。（同上）おそらく広東庫平兩であると思われる。なおこの広東兩の量目規定がそのまま海関（関平）兩となつたと思われる。ただ広東兩と海関兩ではグラムでは同じであるのに、グラムでは微差がみられるが、いまこの点を明らかにすることはできない。

(6) 一八五八年天津条約附屬特別條款（但し北京条約により廢棄）、一八六〇年北京条約第三条の賠償額はすべて両建てとなつている。この兩は広東兩（＝海関兩）である。したがつてこの先例を利用することも可能であつた筈である。なお、海関兩での償金支払規定は一九〇一年の北清事案に関する最終議定書第六条にもみえる。（支那及び滿州關係条約及公文集、三頁）

償金受授順序案においては庫平銀一兩は純銀五七九・八四グラムとされた。この典拠は一八八八年のアメリカ合衆国造幣局総裁年報に記載の北京アメリカ公使館の一八六三年三月十六日報告であつた。この報告は不正確なものであり、とうてい清国側の同意をうることはできなかった。事実この量目はさきの注(5)で指摘した實際上使用された広東兩についてイギリスの諸銀行が採用した基準重量に全く等しいものであつた。結局わが国は清国側の提起した庫平一兩の量目五七五グラム八二・三七・三二・二グラムをうけ入れることとなつた。（二〇月二日）わが国が実際に行つ

た庫平分銅の秤量の結果も平均して五七五・一グレインであり、英仏人によって作成された記録を典拠とした清国側の調査に対抗する基準を提起しえなかつたからである。(前掲債金報告書附録、庫平分略訳文) こうして、八月二四日の順序案の正式交渉開始以来のもつとも懸案であつた庫平銀価位は確定した。

一括換算基準相場の期間決定の問題は庫平銀両の決定については、結局、一八九五年六、七、八月の銀塊平均相場(品位九二五のロンドン定位銀一オンスに付三〇ペンス四四二九)をとることになつたが、これらの点についても、清国のさしたる反対もなく決定をみるにいたつた。(債金報告書、三〇―三二頁)

このようにして、さきに解決をみた事項と合わせて問題は基本的に解決され(一〇月六日調印)、以下威海衛守備費償却金、遼東半島報償金もすべてこの取極めにしたがつて行われることになつた。

- (7) 以後国察的にもこの標準が用いられることになつたが、一九一五年(民国四年)の権度法では五七五・六四二グレイン(三七・三〇一グラム)と規定されている。(根岸、越智前掲書、二〇五頁) なお、庫平一両の算定について、のちに台湾總督府の調査は、康熙帝の制定した規定に従つて、日本の衡器に換算すると庫平一両は一〇・一七一匁となり、参謀本部の実測では一〇・〇八匁となる。しかるに下関条約による償金換算率ではなぜか庫平一両を九・九五匁と非常に軽く協定されたとしている。(総督府民政部殖産課度量衡調査所、台湾度量衡調査書、明治三二年、五八―九頁。但し、北山宮久二郎、台湾に於ける秤量貨幣制と我が幣制政策、七五頁による。)ここに九・九五匁とあるは一オンス \parallel 四八〇グレイン \parallel 八三匁すなわち一グレイン \parallel 〇・一七二九匁として、さきの庫平一両五七五・八二グレインから算定したものと思われる。しかし、いづれにせよ、庫平両を確定することは困難であり、この換算率の決定によつて日本がいちじるしく不利となつたという理由はみいだし難い。
- (8) 受授順序案では約定の日より遡り三ヶ月の平均相場とある。受授順序議定の日は十月五日であるから起案どおりとすれば、七、八、九月の銀塊平均相場 \parallel 一オンスにつき三〇ペンス四六八九となる。したがつて最終決定はそれだけ日本に不利となつたようにみえる。(債金報告書、三〇頁) しかしその他の償金もすべてこの換算基準により一括換算されたのであるから、結果的にはきわめて有利であつた。(同上、四一頁)

二 償金の受領

償金の受領、したがって、清国にとつての支払は、当初八年間（明治二八〜三五年）を予定されたが、實際上この期間は三カ年に短縮され、一八九五年（明治二八年）にはじまり、一八九八年（明治三二年）五月七日をもつて終つた。これを表示すると第一表のとおりである。いうまでもなく、清国のこのような早期巨額の支払を可能にしたものは外債であつた。賠償金の巨額であつたことは、下関条約以前の南京条約（一八四二年）による対イギリス償金が二千百万ドル（一リメキ

第1表 各種償金領収額(1898.6.30現計)

領収年月日	償 金 別	庫 平 銀	領収英貨
1895.10.31	賠償金	千両	千ポンド
	賠償金	50,000	8,225
11.16	報償金	30,000	4,935
1896.5.7	賠償金	25,000	4,112
5.8	同上	25,000	4,112
"	同上利子	1,250	205
"	償却金	500	82
11.7	賠償金利子	5,000	822
1897.5.8	賠償金	16,666	2,741
"	同上利子	416	68
"	償却金	500	82
11.8	賠償金利子	4,166	685
1898.5.7	賠償金	72,500	11,926
"	償却金	500	82
総 括	軍費賠償金	200,000	32,900
	遼東報償金	30,000	4,935
	威海衛守備費	1,500	246
	償却金		
合 計		231,500	38,082

〔注〕 償金報告書による。上記賠償金利子として領収した英貨は講和条約第4条但書により明治31年5月7日償金残額皆済となつたので之を元金に組入れられることになつた。なお、軍費賠償金の換算例を規定により示すと概算つぎのとおり、庫平2億両=純銀1150億6千4百万グレイン（一両につき575.82グレイン）=純銀オンス量2億3992万5千オンス（一オンスにつき480グレイン）=ロンドン定位銀（品位925）2億5937万8378オンス=英貨3290万980ポンド（定位銀一オンスにつき30ペンス4429）

シヨドル)、北京条約(一八六〇年)による英仏兩國への償金合計額でさえ千六百万両であったことによっても明白であろう(これらのすべての償金総額の邦貨換算額は約四千七、八百万円位と推定される。今回の償金邦貨換算約三億六千万円と対比せよ)。したがって償金支払のための起債に借款もまた巨額であり、それはこれまで清国政府が外国銀行(主としてイギリス)から借りていた金額の六倍をはるかにこえるものであった。

いまこれを年次順にあげると、第一にすでにふれた露仏借款がロシア政府保証の下に一八九五年七月に成立した。金額は四億フラン。年利五分、引受額はフランス側六銀行、二億五千万フラン。ロシア側四銀行、一億五千万フラン。(英貨にして千五百八十二万ポンド)第二は一八九六年三月の第一次英独借款。金額千六百万ポンド。年利五分、引受はイギリス系香上銀行とドイツ系独亜銀行の均等分担。第三は一八九八年三月の第二次英独借款。千六百万ポンド年利四分半。前回と同様、香上銀行と独亜銀行の均等引受であった。(田村幸策、支那外債史論、三四頁以下)

(1) この借款は金本位成立後に成立したものであり、したがって差し当って本稿の対象ではない。

これらの借款から生じた結果について深く立入ることは本稿の課題ではない。ここでは、ただわが国の幣制改革に関連するかぎりにおける、これら借款のもつ意義についてふれることにしたい。

日清戦争が極東における帝国主義の成熟を促進した契機的指標であることはあらためて指摘するまでもあるまい。同時に、日清戦争を契機とする中国分割戦は、すでに独占し帝国主義の成熟過程そのものを基礎としていたために、これを当面の課題に関連した時期に限定しても、その最初から中国の再分割の問題を含むものとして、八〇年代にはみられなかった激しい列強相互の対立を生み出すのであるが、そのことはまたこの分割戦の方法における特徴を規定するものであった。「ここではもはや古典帝国主義への成熟を標示する一切のものが、しかも稀にみる統一集約的

な仕方では展開されている」(服部之経、近代日本外交史、河出版一六〇頁)。それは具体的には(一)領土の割譲。「租借」。第三國への不割譲の宣言の強要(軍事力の直接的間接的行使を背景とする)。(二)大規模な鉄道敷設権および鉱山採掘権の獲得。(三)巨額の借款・投資(資本輸出の役割の決定的増大)などの帝國主義的進出の諸形態が結合して現われたことを意味する。

そして当面の償金借款については、それはまさにこのような方法によって進められる中國分割戦の呼び水的なないし始発的な投資たる役割をもつものであった。日清戦争が分割戦の契機であるとすれば、償金借款は以後の進行すなわち軍事・政治的侵略と財政経済的侵略との連繫への媒介的条件的要素として、決定的な役割を演じたのである。これらの「帝國主義者が支那に与えた借款は、これらの帝國主義者たちの領土的野心と密接な関係があり、むしろまた、無力なる支那王朝を一定の帝國主義団体の勢力に服せしめる手段であった。」(A. Karpovich, *Amerika n Goune za Kurail*, 1935, cup. 76. 邦訳、支那割覇戦と太平洋、上巻、一〇六頁、なお、別個の角度からこの重要性を指摘したものととして、金貨本位実施滿二十年記念記事所収、阪谷芳郎の講演、日本金融史資料第十七卷六七頁参照)

これらの借款が帝國主義列強による以後の中國進出過程をいかに規定したか、またその分割戦の進行自体を具体的に明らかにすることは、ここでの問題ではない。ただここでは借款の引受過程それ自体が、すでに中國の分割をめぐる列強の抗争を端的に反映するものであったこと、またそれを通して露仏、英独の対抗、なかんずく、ロシアとイギリスとの周知の対立が次第に尖鋭化するにいたったことを指摘するにとどめたい。

以上の過程を当面の幣制改革問題との関連において整理すればつぎのようになるであろう。

第一に、償金借款が、すでに極東における帝國主義の成熟過程を背景とし、またそれを表示する資本輸出の一形態という性格をもっていたことはすでにのべたが、まさにこの質的特質が借款の量的規模を規定したことである(逆に

量的規模は投資の質を規定していたともいえる。つまり巨額の賠償支払(日本にとっての償金の受取)は資本進出の新しい質量的発展そのことによつてはじめて可能であつたことである。

(2) なお償金借款のかかる性格規定を明らかにしたものと、服部之隆、カントロヴィツチ前掲書のほか、高橋誠、「日清戦争賠償金の一研究」(経済志林第三卷二号所収) 参照。

第二に、償金借款にすでに内包・反映された、帝国主義的進出と相互対抗的性格は(それは日清戦争後の三国干渉にすでに直接的表現をみるのであるが)、それ自体日本のこれらの動向に対する対応、即ち「戦後経営」の遂行に軍事力経済基礎の充実、そのための償金ポンド受取を決意せしめるのであるが、同時にそのことはまた償金借款のかかる性格、いいかえれば、償金の支払いがこの段階での資本輸出による肩代りであることによつて規定されたことであつた。もしこれが七〇年ないし八〇年代であるならば、このような大規模な起債は不可能であることはもちろん、たとえこれが仮に成立したとしても、支払い形態はポンドではなく、当年の通貨闘争段階においては、おそらく銀価維持策としての銀払いが規定されたであろう。資本輸出の役割的役割の増大を必須とし、それにもとづく政治経済的關係の拡大(貿易關係の拡大を含めて)を特徴とする段階への移行によつて、それは対外為替關係の安定を指向する体系への展開を、したがつてさきにものべたように、ポンドでの受取を國際的にも規定するものであつたのだ。

(3) この償金の資本輸出の肩代りということは結果において、清國の負担において日本が巨額の資本輸入を獲得したこと、投資國の立場からすれば、結果的には、清國の負担において日本に資本輸出を与えたことに等しい。(C. F. Remer, *Foreign Investment in China, 1933*. 邦訳、列國の対支投資、四五九頁。高橋誠、前掲論文) もつともこのことは日本がそれを資本(外資)として借入れたことを意味するのではない。貸借關係は日本の外部に存在したのだから。

第三に、またその同じ要素が日本貨幣制度の將來の改革方向を、いまだ日本自体の政治経済的要因の對金本位適応

性が結実しない以前において、公的に決定し予定せしめるといふ先記の結果をまねいたのである。

以上のように、賠償金の受取り形態と貨幣改革との関連はこのような国際的要素の主導によって、むしろ強く規定される側面をもっていたのである。

そして第四に、償金を媒介として進行する中国分割戦の熾烈化の中で、日本は、日清戦争後における中国進出において、むしろ後塵を拝し、朝鮮市場の確保すらロシアの進出によって、やがて、困難となる事情におかれるのである。そのことは、このような国際情勢の変化の中で、わが国が孤立するかぎり、大陸への進出に大きな障害のあることを意味した。このことは、すでに三国干渉の前後より認識されたことであった。この場合わが国にとっての選択は借款における二つの対抗勢力が示すように、二つの方向における発展可能性をもっていた。ひとつはロシアとの接近の経路であり、いまひとつはイギリスへの接近の道であった。

この場合ポンドでの受領形態はすでにわが国がイギリスへの接近を決意したようにみえるかもしれない。たしかにそれは現実的にも、結果的にも、そのような効果をもったことは疑いえない。けれども当時の日英の利害は周知のように、軍事・政治的にも、経済的にも、なお共同の基盤を作り上げる段階に達していなかった。少なくとも満洲、朝鮮市場において、経済的にはむしろ日英の利害は対立の方向にあったからである。（この点はまた後にふれる）

したがって、ポンド受取に表現される日清戦争後の対英第一次接近は、むしろ日露協商のための一条件としての位置をしめるものであったと評価する方が穩当であろう。たとえ、将来に、金本位制を予定するも、それはなお確定されたものではなかったし、时期的にもなお未知数であったから、そのこと自体はなお円をポンドに結合することではなかった。つまりなおイギリス陣営に日本が完全に投じたことをいみするわけではなかった。またそれはかかるもの

として当時の日本の指導層（伊藤、山県、井上、陸奥等、いずれも日露協商論者）によって支持されたのである。

それゆえ、幣制改革問題は、日本外交の基本的態度・方向にかかわる高度に政治的な選択問題としての性格を必然的に帯びざるをえなかったのである。その場合イギリスとの接近・結合の強化がロシアを刺戟し、そのことが朝鮮市場における日本の覇権を脅威する結果をまねくことを恐れる日露協商論の代表者たる伊藤博文、井上馨が、最後まで強力な反金本位論者であったこと。反対にイギリスとの接近・結合の強化によってロシアに対抗しようとする日英同盟論者が金本位賛成論者としてしだいにその勢力を拡大するにいたることはこのことを証拠だてるものであろう。もつとも日英同盟論者がいづれも当面ただちに金本位論者であったわけではないが。（たとえは福沢諭吉のごときをみよ。）

いづれにせよ幣制改革問題がこのような新しい世界的情勢とその中の日本の従来の従属的地位からの脱却過程Ⅱ日本の地位自体の変化Ⅱ中国に関するかぎりでの支配的系列への新参入という事態に即し、日本の進路をいかに決定するか、つまり中国をめぐる帝国主義列強戦列のいづれに整列するか、という課題に関連して、再検討されざるをえなくなったことは注目されねばならない。償金問題の展開過程は幣制改革論争の基盤そのものを変化せしめた、より正しくは変化せしめつつあったのである。

しかし日本の金本位制への移行の決定のためには、なおいくつかの媒介環、諸条件の成熟を必要とするであろう。ここでは償金借款の新しい性格附与——それは同時に従来の外国銀行の貿易為替銀行から投資引受銀行への転化ないし附加をも必然的にもなうものであったが——から生じた結果について、しかもその場合、償金の受領そのことに全力がそそがれたと考えることができる一八九五年における幣制改革問題の展開との関連に、視野の中心がおかれたことを終りにあたって、おことわりしておきたい。